

# 第4章 環境影響評価の実施手順

## 4-1 環境影響評価方法書の作成

### 1 環境影響評価方法書の手続

環境影響評価方法書の手続は、できる限り早い段階で知事や関係市町村長、住民等から幅広く意見を聴くことにより、環境影響評価の項目や手法の選定がより適切に行われるようにするための仕組みである。

環境影響評価方法書の手続において事業者が住民等の意見を聴くための資料を作成し、公告・縦覧という形で公表するのが「方法書」である。住民等はこの方法書によって事業者が実施しようとしている事業計画の内容や調査、予測及び評価の項目、範囲、手法等を知ることができる。そして調査対象に見落としがないか、手法が適切かどうかなどのチェックが可能となり、項目及び手法の選定についての意見書を提出することができる。

事業者は、提出された意見書を集約し、検討することによって、環境影響評価における調査の前に、地域特性に応じてメリハリの効いたより適切な環境影響評価の実施に向けての方向修正を行うことができ、準備書段階での大幅な手戻りや混乱を回避できるという点で大変有効な手続である。

従来の閣議アセスでは住民等からの意見書の提出が準備書段階に限定されていたため、その段階で調査対象や調査方法に関する意見書が数多く出されることは、事業者にとっては大きな手戻り要因になるものと受け止められていた。しかし、方法書の段階で、できる限り多くの方々から、具体的な意見を引き出すことは、環境影響評価を円滑に進め、よりよい環境配慮を検討していく上で大変有効であるという点を事業者が十分理解するとともに、住民の側も環境影響評価を適切に進めていくためには、早い段階からの情報の提供と協力が不可欠であることを理解する必要がある。

このような方法書の目的と効果を考えれば、事業者が方法書において提示する情報の内容や精度が大変重要となり、提示される情報によって有効な意見が得られるか否かが決まる。

#### (1) 事業特性の把握

事業特性の把握とは、方法書段階での作業をスタートさせる時点で、環境影響評価の対象となる事業の内容、計画地の位置等に関する最新の情報を整理し、その情報に基づいて影響要因の抽出を行うことである。

また、その時点までの事業計画決定の流れと検討の経緯や、環境の保全・創出に向けての方針等についても、この段階でできる限り整理しておく必要がある。

従来、事業計画の検討は環境影響評価手続とは完全に連動せず、独立した意志決定の手順や手続に従って行われている場合が多く、事業計画の検討と環境影響評価に関わる関係者間で、認識や情報の共有が不十分なまま、作業が進められることもあった。しかし、従来のような「目標クリア型」の環境影響評価であれば、最初に目標を立てておけばそれぞれの作業をある程度分離して進めることができたが、「ベスト追求型」のアセスメントでは、環境影響評価手続を通じた検討作業と事業計画の検討作業との間に綿密な連携が必要となり、相互の情報のフィードバックと新たな情報を組み込んだ再検討を、熟度に応じて継続的に進めなければならない。

そのため、事業特性の把握作業は、方法書段階にとどまらず、環境影響評価全体を通じて常に繰り返し行われ、その都度把握すべき内容の精度や熟度が高められ、

準備書や評価書の作成段階での環境保全措置の検討の流れにつながっていくこととなる。

## (2) 地域特性の把握

地域特性の把握とは、事業地及びその周辺の地域における環境について、事前に得られる情報の収集・整理によって把握し、その情報に基づき各項目ごとに主要な環境要素の抽出・整理を行うことである。

地域特性把握の結果は、事業者が地域の個性に合った適切な項目及び調査・予測・評価手法を選定する上での根拠となる重要な情報であるが、方法書手続を通じて早い段階から第三者に公開され意見の聴取が行われることにより、情報の内容や解釈についての誤りの是正や情報の補完が可能となる。

## (3) 項目及び手法の検討

項目及び手法の検討とは、「事業特性の把握」と「地域特性の把握」によって得られた情報に基づき、環境影響評価の対象とすべき項目及び要素と調査、予測及び評価の実施手法を検討することである。この検討結果については、その根拠や検討の経緯も含め方法書手続を通じて第三者に説明することとなる。

また、事業の特性や地域の個性に応じたメリハリのある環境影響評価を実施していくためには、重要な対象に絞り込んでより重点的な調査・予測・評価を進める方が効率的かつ効果的である場合も多い。したがって、この段階で得られた情報の精度に応じて、調査、予測及び評価の対象とすべき要素を具体的に選定した上で、更に要素ごとに手法の重点化あるいは簡略化の検討を行い、それぞれの要素に適した調査・予測・評価手法を具体的に選択することが有効である。

## (4) 方法書の作成

方法書は事業計画の策定段階で事業者が第三者の意見聴取を目的に公告・縦覧する図書であり、上記の検討結果をその過程を含めて第三者に説明し得る内容が盛り込まれている必要がある。

なお、条例に定められた方法書に記載すべき事項とは、次の4項目である。

- ①事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の目的及び内容
- ③対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- ④対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

## (5) 意見の集約・検討

事業者は方法書手続を通じて寄せられた意見を集約し、参考とすべき情報や意見を踏まえて方法書に記載した項目及び手法についての十分な検討、見直しを行い、対象地域に最もふさわしい適切な項目や手法の選定を行う。

## (6) 項目及び手法の選定

上記の結果を踏まえて、適切な項目及び手法を選定する。

## 2 方法書に記載すべき事項

方法書に記載すべき項目と内容は、概ね次に示すとおりであるが、それぞれの案件ごとに「できる限り早い段階からの意見聴取」と「メリハリの効いた適切なアセスメントの実施」という、方法書の手続を導入した2つの目的達成に向けて、方法書がより有効に機能し得るよう、記載に当たっては十分配慮する必要がある。

### (1) 事業者の氏名及び住所